以上とすること。」を加え、同号㈤中「献上の模様は、」の下に「帯及び袴地については」を加え、「「縞」と」の下に「し、着尺については「独鈷」及び「華皿」と」を加え、同項第二号㈠中「たてうね織りと」の下に「し、着尺については平織り」を加え、同号㈡中「たて糸は」を「帯については、たて糸は」に改め、「すること。」の下に「着尺については、たて糸は六本以上を一群とした後、手作業により筬羽一羽ごとに引き込むこと。この場合において、筬の筬密度は、三・七八センチメートル間八十羽以上とすること。」を加え、同項第三号㈡中「たて糸は」を「帯については、たて糸は」に改め、「すること。」の下に「着尺については、たて糸は四本以上を一群とした後、手作業により筬羽一羽ごとに引き込むこと。この場合において、筬の筬密度は、三・七八センチメートル間八十羽以上とすること。」を加え、同項第四号㈡中「たて糸は」を「帯については、たて糸は六本以上を一群とした後、手作業により筬羽一羽ごとに引き込むこと。この場合において、筬の筬密度は、三・七八センチメートル間八十羽以上とすること。」を加え、同項第五号㈡中「たて糸は」を「帯については、たて糸は」に改め、「すること。」の下に「着尺については、たて糸は四本以上を一群とした後、手作業により筬羽一羽ごとに引き込むこと。この場合において、筬の筬密度は、三・七八センチメートル間五十羽以上とすること。」を加え、同項第六号㈡中「たて糸は」を「帯については、たて糸は」に改め、「六十羽以上とすること。」の下に「着尺については、たて糸は、よこ糸の打ち込みに「手投杼」又は「引杼」を用いるものにあっては、二本以上を一群とした後、手作業により筬羽一羽ごとに引き込み、その他のものにあっては、十一本以上を一群とした後、手作業により筬羽一羽おきに引き込むこと。この場合において、筬の筬密度は、よこ糸の打ち込みに「手投杼」又は「引杼」を用いるものにあっては、三・七八センチメートル間六十羽以上、その他のものにあっては、三・七八センチメートル間六十羽以上とすること。袴地にあっては、たて糸は二本以上を一群とした後、手作業により筬羽一羽おきに引き込むこと。この場合において、筬の筬密度は、三・七八センチメートル間六十羽以上とすること。」を加える。

○国土交通省告示第百七十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十七日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　中国横断自動車道　岡山米子線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
鳥取県西伯郡伯耆町久古一三九七番地一から同県西伯郡伯耆町岸本七八六番地まで	前	最大 一八四	一七八
	後	最小 五一	

○国土交通省告示第百七十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十七日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　山陽自動車道　宇部下関線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
山陽小野田市大字千崎字柳ヶ原三七四番一	前	最大 六五	八〇
	後	最小 四三	
		最大 七八	
		最小 四三	

○国土交通省告示第百七十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　近畿自動車道　名古屋亀山線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
亀山市川崎町字小谷四六一六番四六から同市川崎町字小谷四六一六番五五まで	前	最大 八三	六七
	後	最小 七五	
		最大 一〇三	
		最小 七五	

○国土交通省告示第百七十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十七日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　近畿自動車道　伊勢線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
松阪市笹川町字坂東一三〇六番四から同市矢津町字ヒジアナ一八七三番二まで	前	最大 七一	五二
	後	最小 五六	
		最大 一〇二	
		最小 五八	